

久喜市立地適正化計画策定庁内検討会議設置規程

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画（次条において「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を協議するため、久喜市立地適正化計画策定庁内検討会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長はまちづくり推進部長の職にある者を、副会長はまちづくり推進部副部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市長公室	危機管理課長
総合政策部	企画政策課長
	アセットマネジメント推進課長
市民部	交通住宅課長
環境経済部	環境課長
	商工観光課長
福祉部	社会福祉課長
健康スポーツ部	健康医療課長
こども未来部	子育て支援課長
建設部	道路建設課長
	治水河川課長
まちづくり推進部	都市計画課長
	都市整備課長
	公園緑地課長
	建築審査課長
上下水道部	上下水道経営課長
教育部	教育総務課長